

別紙（第 5 条関係）

会 議 録

会議の名称	平成20年度第1回和泉市都市計画審議会
開催日時	平成20年12月22日（月）午後2時00分から午後2時45分まで
開催場所	市役所3号館3階 市議会委員会室
出席者	和泉市都市計画審議会委員 19名（1名欠席） 市長 副市長 都市デザイン部長 都市デザイン部都市政策監 都市デザイン部都市政策課長 他5名
会議の議題	・役員選出（会長・副会長の選出） ・議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
会議の要旨	・市長挨拶 ・委員改選のため、全員に委嘱状交付 ・審議会の概要説明 ・仮議長選出 ・会長、副会長の選出 ・議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更 ・議案に対して質疑 ・議案審議
会議録の 作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の 確認方法	会長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他（ ）
その他の必要 事項	

審 議 内 容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

午後 2 時 00 分 開会

【 司 会 】 大変長らくお待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から平成 20 年度第 1 回和泉市都市計画審議会の開催をお願い申し上げます。

誠に恐縮ではございますが、本日の進行役を努めさせていただきます、私、都市政策課の初田でございます。

どうぞ宜しくお願いします。

本日は、皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席賜り誠に有難うございます。

今回の審議会は、前審議会委員の任期が本年 10 月 31 日をもって満了しましたことから、新しい委員の皆様にお集まりいただいております。

本日の審議会の案件につきましては、先にご案内致しておりますとおり、会長・副会長の選任と生産緑地地区の変更について、ご審議お願いすることとなっております。

何とぞ、よろしくご審議、ご協力の程、お願い致します。

なお、和泉市都市計画審議会公開要綱に基づき、審議会を公開とし、傍聴を認めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議事録についても公表させていただきますので、ご了解願います。

それでは審議会開会にあたり、市長よりご挨拶申し上げます。

【 市 長 】 皆さん、こんにちは。

平成20年度第1回の都市計画審議会の開催にあたりまして、一言お礼を含めてご挨拶を申し上げたいと思うところでございます。

本日は、皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして誠に有難うございます。

平素は、和泉市のまちづくりをはじめと致しまして、行政の各般にわたり、格別のご尽力とご協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます次第でございます。

また、今回、新たに審議会委員をお願いを申し上げましたところ、皆様方には快くご承諾をいただき、御礼を申し上げますとともに、後程、委嘱状を交付させていただきますので、何卒宜しくお願い申し上げたいと思います。

さて、現在の都市計画制度でございますけれども、高度経済成長時代の昭和 43 年に、都市の拡大・成長を前提に創設をされましたけれども、今日、都市を取り巻く状況は、本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展、厳しい財政的制約など、その当時の社会経済情勢とは大きく変化を致しておるところでございます。

このようなことから、現在、国では都市施設、市街地整備のあり方や土地利用のコントロール手法に関する、都市計画制度の抜本的な見直しが始まっているところでございます。

一方、私共、和泉市の状況についてでございますが、着実な都市基盤整備を背景と致しまして、20 万都市の実現に向けて、今、鋭意取り組んでいるところでございます。

今後とも、国全体の大きな動向を的確に把握しながら、本市の独自性を生かし、住民と行政が一体となって、都市計画に取り組むことが重要だというふうに認識を致しているところでございます。

なお、本日、ご審議をお願い申し上げます議案につきましては、先程、担当からもご説明させていただきましたけれども先にご案内をさせていただいてますとおり、「会長・副会長の選出」と「生産緑地地区の変更」の

変更につきまして、ご審議をお願い申し上げることになってございます。

何卒、慎重なるご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単でございますけれども、審議会開催にあたりましてのご挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

どうぞ、宜しくお願い申し上げます。

【 司 会 】 有り難うございました。

続きまして、この度、委員をお引き受け頂きました皆様に市長より委嘱状の交付をさせていただきます。

交付の順につきましては、お座りの席の順番に交付させていただきますので、自席にてお待ち頂きますよう、宜しくお願い致します。

【市長より全委員へ】委嘱状交付

【 司 会 】 有り難うございました。

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

名簿の順により、1号委員の皆様から順次ご紹介させていただきます。

1号委員には、学識経験者8名の方々にお願いしております。

まず、和泉市農業委員会代表と致しまして、農業委員の井阪 進 様でございます。

【 井阪委員 】 井阪でございます。

【 司 会 】 続きまして、大阪工業大学 工学部 教授の岩崎 義一 様でございます。

【 岩崎委員 】 岩崎でございます。どうぞ宜しくお願いします。

【 司 会 】 続きます、J A大阪和泉農業協同組合 代表理事組合長の
大倉 正 様でございますが、所用によりご欠席する旨のご連絡を頂いており
ます。

続きます、和泉市農業委員会代表と致しまして、農業委員の上野 一夫
様でございます。

【 上野委員 】 上野でございます。どうぞ宜しくお願いします。

【 司 会 】 続きます、和泉商工会議所 副会頭の阪口 吉男 様で
ございます。

【 阪口委員 】 こんにちは。どうぞ宜しくお願いします。

【 司 会 】 続きます、元住宅・都市整備公団 関西支社 副支社長の
島田 重康 様でございます。

【 島田委員 】 島田でございます。宜しくお願い致します。

【 司 会 】 続きます、桃山学院大学 経済学部 教授の藤田 香 様で
ございます。

【 藤田委員 】 藤田でございます。宜しくお願い致します。

【 司 会 】 続きます、和泉市商店連合会 会長の村井 良之 様で
ございます。

【 村井委員 】 村井でございます。

【 司 会 】 以上が、1号委員の皆様でございます。

続きまして、2号委員の皆様でございますが、市議会議員7名の方々に
お願い致しております。

まず、市議会議長の山本 秀明 様でございます。

【 山本委員 】 山本でございます。宜しくお願いします。

【 司 会 】 続きまして、市議会議員の友田 博文 様でございます。

【 友田委員 】 友田です。宜しくお願いします。

【 司 会 】 同じく、原口 裕見 様でございます。

【 原口委員 】 原口です。宜しくお願い致します。

【 司 会 】 同じく、服部 敏男 様でございます。

【 服部委員 】 服部でございます。どうぞ宜しくお願いします。

【 司 会 】 同じく、早乙女 実 様でございます。

【 早乙女委員 】 早乙女です。宜しくお願いします。

【 司 会 】 同じく、小林 昌子 様でございます。

【 小林委員 】 小林でございます。宜しくお願い致します。

【 司 会 】 同じく、柏 富久蔵 様でございます。

【 柏委員 】 柏です。宜しくお願いします。

【 司 会 】 以上が、2号委員の皆様でございます。

続きまして、3号委員でございますが、関係行政機関の職員としまして、和泉警察署長の和住 英保 様でございますが、他の公務によりご欠席で、代理の総務課長の安部 俊之 様でございます。

【 安倍(代理)委員 】 安倍でございます。どうぞ宜しくお願いします。

【 司 会 】 続きまして、4号委員の皆様でございますが、住民の代表と致しまして、町会連合会 会長の辻中 脩 様でございます。

【 辻中委員 】 辻中です。宜しくお願いします。

【 司 会 】 続きまして、連合婦人会ご代表の青木 由起 様でございます。

【 青木委員 】 青木でございます。どうぞ宜しくお願いします。

【 司 会 】 続きまして、市民公募により選出させていただきました白井由郎 様でございます。

【 白井委員 】 白井です。宜しくお願いします。

【 司 会 】 同じく、藤田 早苗 様でございます。

【 藤田委員 】 藤田でございます。宜しくお願い致します。

【 司 会 】 以上が、4号委員の皆様でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

副市長の松田でございます。

【 副市長 】 松田でございます。どうぞ宜しく。

【 司 会 】 都市デザイン部長の金谷でございます。

【 事務局 】 本日はご苦労様です。金谷でございます。宜しくお願い致します。

【 司 会 】 都市デザイン部 都市政策監の高橋でございます。

【 事務局 】 高橋でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

【 司 会 】 都市デザイン部 都市政策課長の尾崎でございます。

【 事務局 】 尾崎です。宜しくお願い致します。

【 司 会 】 以上で、審議会委員の皆様、並びに事務局職員の紹介を終わらせて頂きます。

次に、本日は、委員改選後、初めての審議会でありますことから、私の方から和泉市都市計画審議会の概要につきまして、簡単に説明させて頂きたいと存じます。

都市計画審議会の設置は、都市計画法 第 77 条の 2 に規定されており、審議会の組織及び運営につきましては、市町村の条例で定めることとされております。

このことから、本市では、平成 12 年 3 月に和泉市都市計画審議会条例を制定し、その運営を行っているところでございます。

それでは、お手元の資料、和泉市都市計画審議会条例に基づき、簡単に説明させていただきます。条例等の資料はよろしいでしょうか。

まず、第 1 条の設置についてでございますが、都市計画法に基づく審議会の組織及び運営について、必要な事項を定めると、しております。

第 2 条は、組織についてでございます。

1 号委員としまして、学識経験のある者、2 号委員としまして、市議会議員、3 号委員としまして、関係行政機関の職員、4 号委員としまして、住民の方々をもって組織することとしております。

なお、本日お願い致しました委員さんにつきましては、先ほどご紹介させて頂きましたとおり、学識経験者から 8 名、市議会議員から 7 名、関係行政機関の職員から 1 名、住民代表から 4 名、計 20 名となっております。

第 3 条は、任期でございまして、2 年となっております。

本日、委嘱させていただきました、委員の皆様におかれましては、平成 22 年 10 月 31 日までとなっております。

第 4 条は、臨時委員について規定してございます。

第 5 条は、会長・副会長についての規定でございまして。

なお、会長・副会長は、委員の互選となっておりますので、この後、選出をお願いすることとなっております。

第 6 条以下につきましては、審議会の運営について定めているものでございます。

以上、簡単ではございますが、審議会の概要説明を終わらせて頂きます。

次に、本日の審議会でございますが、19名の委員さんが出席されておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、会議次第によりまして、会長・副会長の選出をお願い申し上げます。

つきましては、会長・副会長の選出の前に、仮議長さんの選出をお願いしたいと存じます。

なお、仮議長さんにつきましては、慣例によりまして、市議会議長に、お願いしておりますことから、今回も市議会議長の山本委員さんをお願いしたいと存じますが、いかがなものでしょうか。

【 全委員 】 異議なし（拍手）

【 司会 】 有り難うございます。

ご異議が無いようでございますので、市議会議長の山本委員さんに仮議長をお願いしたいと存じます。

それでは、山本委員さん、どうぞ仮議長席にお願い致します。

【 山本委員 】 只今、ご指名を頂きました和泉市議会議長の山本でございます。

会長・副会長が決まりますまでの間、仮議長を努めさせて頂きますので、委員の皆様には、宜しくご協力を頂きますようお願い申し上げます。

それでは、会長・副会長の選出に入ります。

会長・副会長につきましては、和泉市都市計画審議会規則第3条の規定により1号委員から選出となっておりますが、選出について、ご意見、ご提案はございますでしょうか。

【 全委員 】 ……（意見なし）

【 山本委員 】 特に、ご意見等無いようですので、私の方からご推薦させていただきますようお願いいたします。

【 全委員 】 異議なし

【 山本委員 】 ありがとうございます。

「異議なし」とのお声がありましたので、それでは私からご推薦させていただきます。

本審議会の会長は、これまで、長年、農業委員代表の井上 平兵衛 氏にお願いしておりましたが、今回の改選で退任されることとなりましたので、そこで、新しい会長を選任するわけでございますが、この度、学識経験者として、都市計画の専門家である 大阪工業大学工学部の岩崎教授が委員としてご就任されました。

私と致しましては、この際、岩崎委員に会長をお願いしてはどうかと思いますので、ご推薦申し上げます。

また、副会長には、前副会長の阪口委員さんが、委員として就任されておりますので、引き続きまして、副会長をお願いしたいと思います。委員の皆様、如何でしょうか。

【 全委員 】 異議なし（拍手）

【 山本委員 】 有難うございます。

ご異議がないようでございますので、両委員さんにはお願い申し上げますというふうに思います。

大変、お忙しいところ誠に恐縮でございますが、両委員さんにおかれましては、ご了解いただけますでしょうか。

【 岩崎委員 】 はい。

【 阪口委員 】 はい。

【 山本委員 】 有難うございます。

両委員さんにご了承いただきましたので、会長には、岩崎委員さん、副会長には阪口委員さんに決定いたしたいと存じます。

岩崎委員さん、阪口委員さんにおかれましては、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

それでは、会長・副会長さんが決まりましたので、これを持ちまして仮議長の役を終わらせて頂き、議長を交代したいと存じます。

ご協力、どうも有り難うございました。

【 司 会 】 どうも有り難うございました。

それでは、岩崎会長、阪口副会長、前の席へ宜しくお願い致します。

それでは、岩崎会長よりご挨拶をお願い致します。

【 会 長 】(岩崎 氏) 高いところから失礼致します。

会長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様方より、私、岩崎を会長に、それからお隣の阪口様を副会長に、ご推挙頂きまして、誠に有り難うございます。

なにぶん、微力でございますけれども、副会長並びに皆様方のお力をお借り致しまして、円滑かつ厳正な審議会の運営に努めさせて参りたいと思いますのでご協力をお願いしたいと思います。

皆様方には今後とも、ご指導、あるいはご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

【司会】 有り難うございました。

それでは本日の議案につきまして市長より当審議会へ付議して頂きます。

【市長より会長へ付議】

【司会】 有り難うございました。

それでは、これより議事の進行につきましては、岩崎会長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

【会長】(岩崎氏) それでは、これより議案についてご審議をお願いしたいと存じます。

議案書の 1 ページ、「議第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ここで上程しまして、事務局より説明をお願い致します。

【事務局】 はい、会長。

都市政策課の尾崎でございます。

只今、ご上程頂きました、議第 1 号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページから 19 ページ、参考資料の 1 ページから 2 ページでございます。

まず始めに生産緑地地区の指定につきましては、平成 3 年の生産緑地法並びに農地関連税制の改正によりまして、市街化区域内農地について、宅地化するものと保全するものを明確化し、保全する農地につきましては、

平成 4 年度中に生産緑地として指定するものとされ、当時、市街化区域内農地 約 312ha の内、約 34.2%に当たります約 106.89ha を生産緑地地区として指定しております。

その後、買取りの申出により、制限解除や公共用地として、買取られたものについて、廃止し、営農環境の向上に、資するもの等について、都市計画決定権者の判断によって、追加するなど、これまでに 16 回の変更を行っており、現在、地区数にして 395 地区、面積約 99.67ha が生産緑地地区として指定されております。

今回ご審議をお願い致しますのは、これまでの変更と同様に、買取り申出により、行為の制限が解除された区域を廃止し、農地所有者から指定申し出のあったものについて、生産緑地機能や営農環境の向上に資するものを追加指定しようとするものとともに、区画整理事業に伴う変更を行うものでございます。

なお、変更案につきましては、本年の 11 月 12 日から同月 25 日の 2 週間、都市計画法第 17 条に基づき、案の縦覧を行いました。

その結果、意見の提出はございませんでした。

それでは、今回変更致します地区につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 2 ページから 3 ページに一覧表を添付しておりますので、宜しくお願い致します。

まず、変更予定地区の概要でございますが、今回変更致しますのは、議案書 2 ページの葛の葉町地区 11 から議案書 3 ページの唐国町地区 14 まで全体で 18 地区でございます。

その内訳でございますが、3 ページの小計の備考欄に記載しておりますとおり、追加地区が 1 地区、区域変更地区が 10 地区、廃止地区が 7 地区となっており、その結果、和泉市の生産緑地地区は、地区数で 395 地区から 6 地区減で 389 地区になり、面積で約 99.67ha から約 1.24ha 減の約 98.43ha となるものでございます。

それでは、変更理由ごとにご説明させていただきます。

参考資料をご覧ください。

なお、これらの計画図は議案書の 6 ページから 19 ページに記載致しておりますが、前方のスクリーンも図面を映しておりますので宜しくお願い致します。

それでは、参考資料 1 の廃止関連地区から説明させていただきます。

1 の 1 と致しまして、『買取り申出によって地区の全体もしくは一部を廃止する地区』について、ご説明させていただきます。

それでは、前方スクリーンをご覧ください。

はじめに、葛の葉町地区 36 ですが、オレンジ色の区域、約 0.05ha を廃止し、地区についても廃止致します。

次に、上町地区 2 ですが、オレンジ色の区域、約 0.08ha を廃止し、区域変更するもので、面積は約 0.35ha となります。

以下同様に、上代町地区 17 では、約 0.10ha を廃止し、約 0.04ha となります。

黒鳥町地区 3 では、約 0.03ha を廃止し、約 0.71ha となります。

黒鳥町地区 6 では、約 0.06ha を廃止し、約 0.07ha となります。

一条院町地区 1 では、約 0.37ha を廃止し、約 0.17ha となります。

桑原町地区 2 では、約 0.07ha を廃止し、約 0.11ha となります。

山荘町地区 11 では、約 0.12ha を廃止し、地区についても廃止致します。

和田町地区 3 では、約 0.09ha を廃止し、地区についても廃止致します。

和気町地区 6 では、約 0.06ha を廃止し、約 0.10ha となります。

和気町地区 24 では、約 0.05ha を廃止し、地区についても廃止致します。

寺門町地区 3 では、約 0.12ha を廃止し、約 0.17ha となります。

唐国町地区 14 では、約 0.06ha を廃止し、地区についても廃止致します。

以上、13 地区、面積にしまして、約 1.26ha を廃止しようとするものでございます。

次に 1 の 2 と致しまして、『買取り申出によって地区の一部が廃止されることにより、面積要件の 500 m²、0.05ha を欠くこととなり廃止する地区』でございます。

先ほど 1 の 1 で説明させていただきました上町地区 2 でございますが、買取申出により、オレンジ色の区域が約 0.08ha を廃止することにより、地区が分断され、緑色区域の面積が約 0.02ha となり面積要件不足となります。

その結果、約 0.33ha となります。

同様に、上代町地区 17 でございますが、買取申出によりオレンジ色の区域の約 0.10ha を廃止することにより、緑色区域が約 0.04ha となり、面積要件不足となりますことから、地区を廃止しようとするものです。

この結果、今回廃止する面積は、1 - 1、1 - 2 の合計、約 1.32ha となるものでございます。

続きまして、2 の追加関連地区でございます。

『都市計画決定権者の判断により地区の一部を追加する地区』と致しまして、既存の生産緑地地区と連担し、追加指定することで、生産緑地機能や営農環境の向上が見込まれる地区でございます。

前方スクリーンにより順次ご説明します。

はじめに、室堂町地区 1 でございますが、赤色区域、面積約 0.06ha を追加致します。

なお、この追加により、室堂町地区 4 は、室堂町地区 1 と一体となりますことから、地区全体が室堂町地区 1 とし、面積は、約 0.76ha となります。

次に、今福町地区 1 では、約 0.06ha を追加し、約 0.14ha となります。

以上の 2 地区について、面積にして約 0.12ha を追加しようとするものでございます。

続きまして、3 の『土地区画整理事業の実施によって変更する地区』で
ございます。

葛の葉町北土地区画整理事業の実施により、生産緑地の位置、形状を
変更するものでございます。

葛の葉町地区 11 について、一団であった地区が、区画整理事業の道路
整備により 2 地区分断され、葛の葉町地区 11 は、約 0.06ha となり、残り
の地区を葛の葉町地区 39 とし、面積約 0.10ha を、あらたに指定致します。

以上が今回の変更地区でございまして、この結果、和泉市の生産緑地
地区は、議案書 3 ページの計画書に記載していますとおり、地区数は、
395 地区から 6 地区減の 389 地区となり、面積は、約 99.67ha から約 1.24ha
減の約 98.43ha となるものでございます。

以上、議第 1 号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」
説明を終わらせていただきます。

【 会 長 】（岩崎 氏） ただ今、議案の説明が終わりました。
何か、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願い致します。

【 小林委員 】 （ 挙手 ）

【 会 長 】（岩崎 氏） どうぞ。

【 小林委員 】 小林です。

生産緑地とですね、市街化区域内農地の面積比率とそれから生産緑地が
市街化区域に占める割合を聞かせてください。

それと過去にですね、公共用地として買取りしたものがありませんか。
あれば、面積とその種類、道路だとかそういう用途をお伺い致します。
以上です。

【 会 長 】（岩崎 氏） そしたら事務局の方から今のご質問にお答え頂きます。宜しくお願いします。どうぞ。

【 事務局 】 はい、会長。都市政策課の尾崎でございます。

小林委員、まず始めの一点目のご質問でございますが、生産緑地面積と市街化区域内農地の比率。

それと、第二点目が生産緑地面積と市街化区域の面積の比較というご指摘であったというふうに考えております。

一点目の生産緑地の面積でございますが、今回、都市計画変更されたという前提でいいましたら、全体でございますが、市街化区域内農地と生産緑地を合わせまして、およそ194.66haとなります。

その内、生産緑地の面積が98.43haとなりますので、50.5%よって、半分が生産緑地というふうになっております。

二点目の市街化区域に占める生産緑地の割合でございますが、市街化区域の面積が、2593haとなりますので、約3.8%、約4%弱というふうに考えております。

二点目の過去に公共用地として買取したかという事例でございますが、今現在、この場で公共団体に買い取ったという事例はございません。

以上でございます。

【 小林委員 】 はい。（挙手）

【 会 長 】 どうぞ。

【 小林委員 】 はい。有難うございます。

今のお話しですけれども、市街化の中で生産緑地及び市街化区域内農地の面積がだいたい17%強、占めるのかなという感じは致しました。

それですね、この制度が多分平成4年からスタートしてると思うんですけども、生産緑地面積の推移ですね、どのようになっていったのかという事をまずお伺い致します。

【 会 長 】 じゃあ、事務局ご答弁願います。

【 事務局 】 はい、会長。都市政策課の尾崎でございます。

平成4年に、この生産緑地制度がスタートしておりまして、それ以降、平成8年ぐらいなんですけれども、約108.7haをピークと致しまして、それ以降、年々減少になっております。

現在、ピーク時から約12年程経過する中で、面積で約1割が廃止されたというふうになっております。

以上でございます。

【 小林委員 】 すいません。（挙手）

【 会 長 】 はい。

【 小林委員 】 何度も申し訳ありません。

ようするに、生産緑地というところが、だんだん減少していているということですよ。

和泉市の都市計画のマスタープランでは、生産緑地というのは、都市環境の緑地として位置付けるっていうふうに位置付けられてまして、空間であるとか、それから防災の時の拠点になるとかいう可能性があって、大事にしていこうというスタンスだと思うんですけども、その廃止された生産緑地ですね、跡地利用ですね、それはどんなふうになっていきますか。

【 会 長 】 事務局ご答弁お願いします。どうぞ。

【 事務局 】 はい、会長。

こちらの手持ち資料と致しましてでございますのが、平成17年から20年、今回の変更、4年間につきまして、ちょっと資料を持ち合わせておりますのでこれにつきましてご説明させていただきます。

まず、4年間全体で37件ございました。

面積で約4.5haとその内訳でございますが、宅地開発につきましては、その内20件、面積で2.75ha、共同住宅は1件、面積で0.2ha、駐車場が3件で、面積が0.23ha、店舗1件で、面積が0.36ha。

これらを合わせましたら、25件、3.55ha、全体の約78%が、こういう形になっております。

その他に、市街化区域内農地で今現在、6件、面積で0.53ha、雑種地としまして6件、面積で0.5haという形になっております。

以上でございます。

【 小林委員 】 はい。（挙手）

【 会 長 】 どうぞ。

【 小林委員 】 生産緑地、先程も言いましたけれども、都市計画でも位置付けられてるにも関わらず、その用途変更してですね、今のお話しの4年間ですけれども、住宅開発20件で、面積が2.75haということですから、全体の中の60%は住宅開発がされていると思うんです。

大きな生産緑地もあるかもわかりませんが、その住宅開発の中でミニ開発が行われているのではないかと懸念するんですけれども、その辺りは都市政策課として、どの程度把握しておられますか。

【 会 長 】 事務局。答弁お願いします。

【 事務局 】 はい、会長。都市政策課の尾崎でございます。

委員、ご指摘のミニ開発、その内、ミニ開発がどのくらいあるかということなんですけれども、私共としては、把握はしておりません。

以上です。

【 小林委員 】 はい。（挙手）

【 会 長 】 どうぞ。

【 小林委員 】 今は、把握してないという事ですけど、私はその都市計画を所管する課が生産緑地に変更して、後、どのような「まちづくり」が行われていたかというのは、当然、所管課として調査なり事実って言うか、それはしておかないと今後のまちづくりについて、まずいんではないかなと感想を持っております。

で、まあ生産緑地は、スタートして 15 年ですので今からでも 15 年間振り返る事は出来ると思いますので、今後についてその辺りを調査をして頂けるかどうかお考えをお示し頂けますか。

【 会 長 】 事務局どうぞ。どうぞ。

【 事務局 】 そうでしたら、早急の実態調査させていただこうというふうに考えております。以上です。

【 小林委員 】 はい。ありがとうございます。

では、早急にして頂けるということですので、また、調査結果が出ましたらぜひ、ご報告宜しくお願い致します。以上です。

【 会 長 】(岩崎 氏) 今の、小林委員にお尋ねしたいんですが、一連のこの質問というのは、ご意見質問あるいは異議どちらに入りますか。異議でございますか、それともご意見ご質問でございますか。

【 小林委員 】 意見です。

【 会 長 】 意見でございますか。

【 小林委員 】 はい。

【 会 長 】 わかりました。他に、意見ございませんか。

【全委員】 ……(意見なし)

【 会 長 】(岩崎 氏) では意見がないようですので、お諮り致します。この「議第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」原案通り可決することについて、ご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【 会 長 】(岩崎 氏) ありがとうございます。

異議ないものと認めます。よって本件は原案通り可決されました。委員の皆様方には、慎重なるご審議をいただいた事を、誠に有難うございます。ここでお礼申し上げます。

以上で本日の議案につきましては終了致しました。

本日は、皆様方には大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして大変有難うございました。

以上をもちまして、審議会を閉会させていただきます。

【 司 会 】 どうもありがとうございました。

本日、ご可決を頂きました議案につきまして、速やかに法手続きを進めさせていただきたいと存じます。

それでは、これもちまして平成 20 年度第 1 回和泉市都市計画審議会を終わらせていただきます。

どうも有り難うございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。